

労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策

～加齢による心身の衰えのチェック（フレイルチェック）による気づきの促進を～

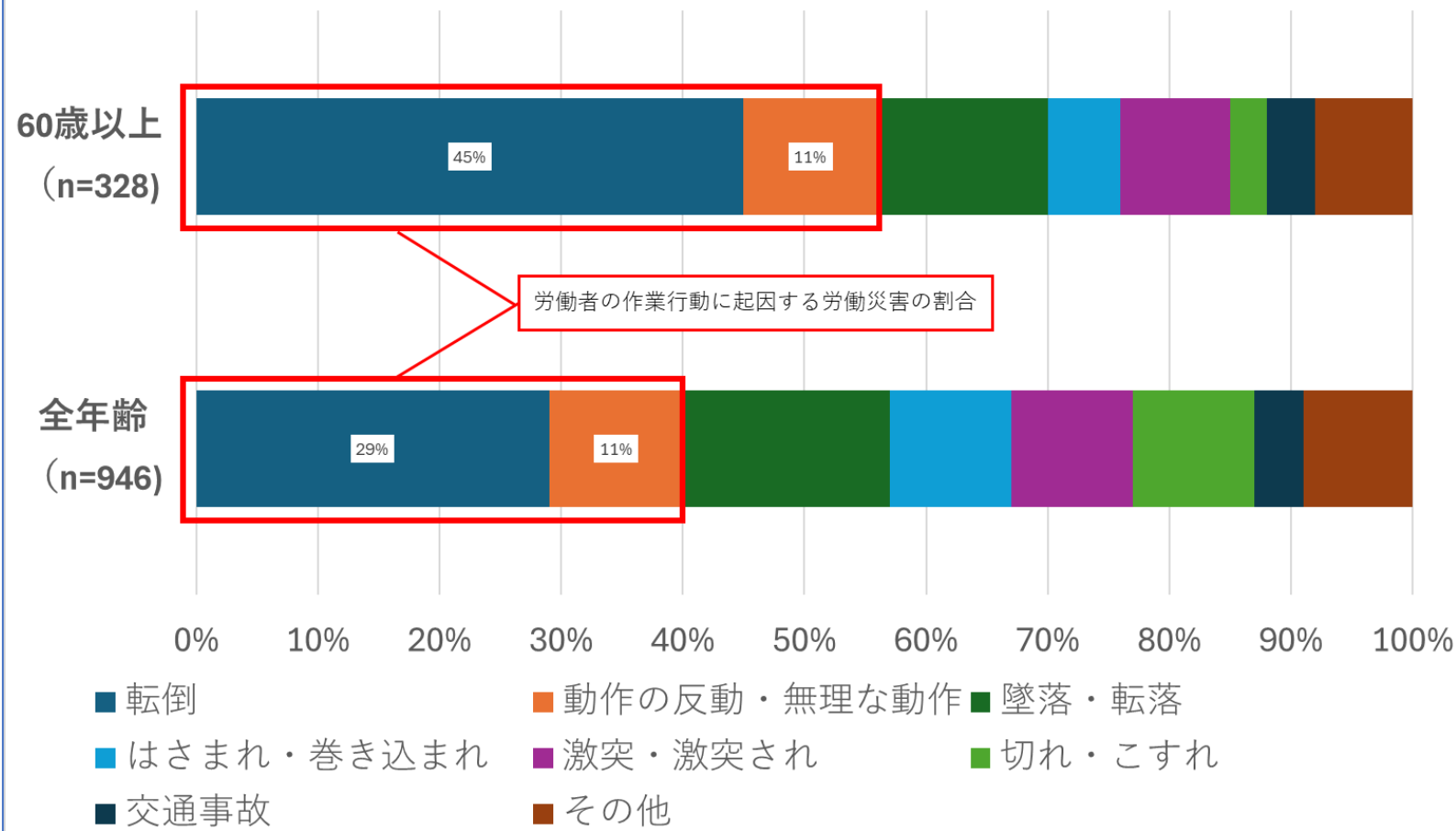
厚生労働省福井労働局労働基準部健康安全課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

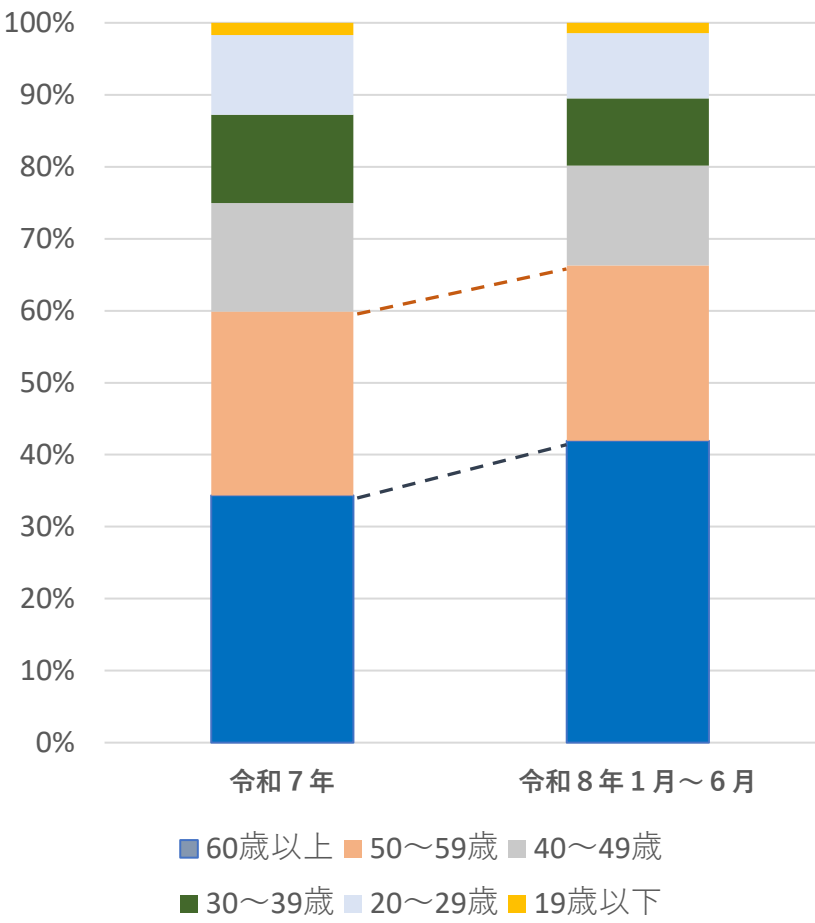
労働災害発生状況（県内）

労働者の作業行動に起因する労働災害の割合は、全年齢では40％を占めるが、60歳以上では56％に増加し、半分以上を占める。60歳以上の災害発生割合は、4割を占め、増加傾向にある。

令和 7 年 事故の型別労働災害発生割合

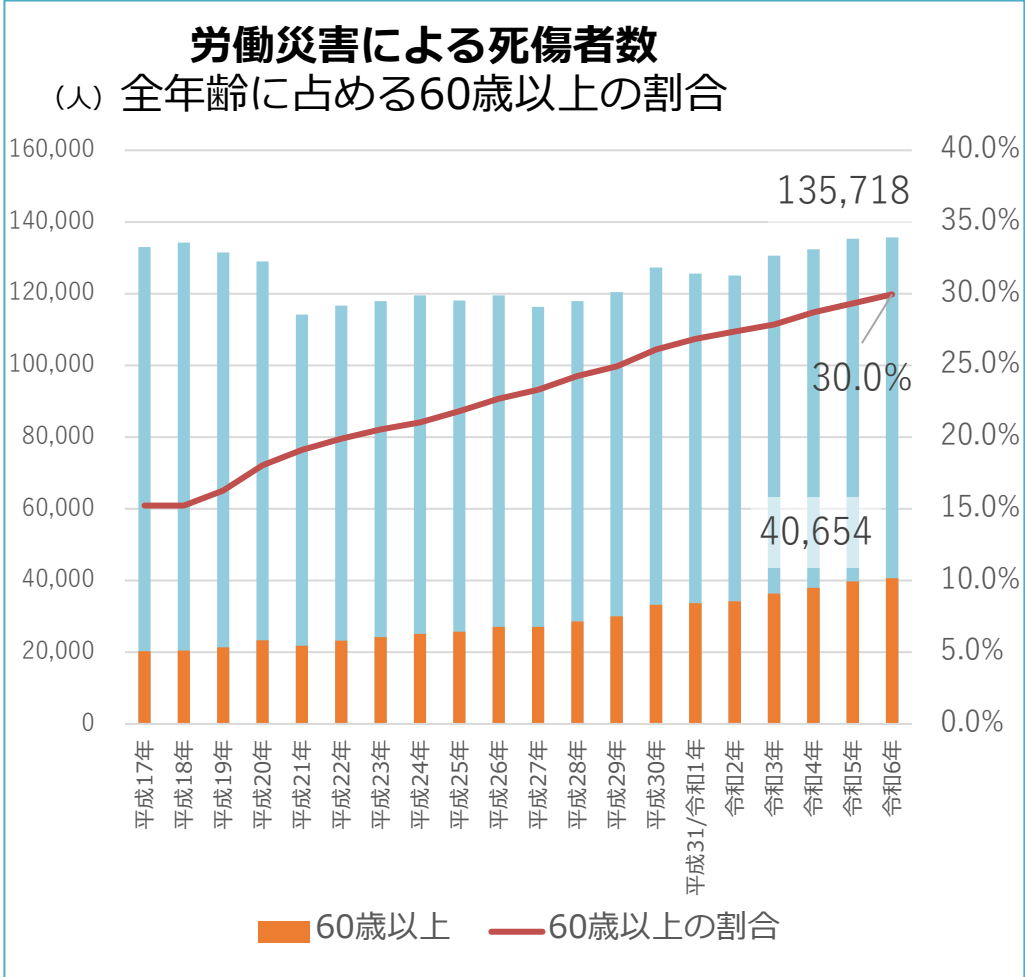
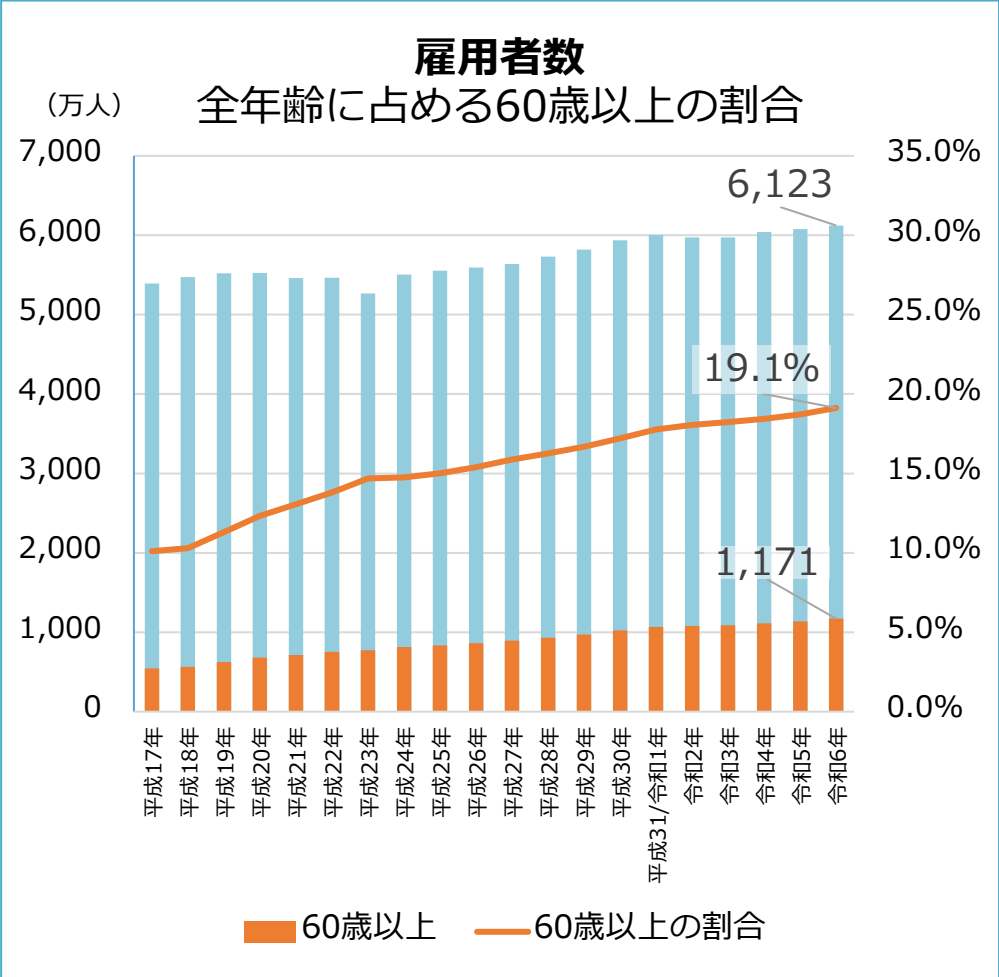


年齢別労働災害発生割合



60歳以上の雇用者の割合及び労働災害の状況（全国）

人口動態の変化や高齢者の健康状態の向上等を背景に、雇用者全体に占める60歳以上の高年齢者の割合は19.1%(令和6年)となっている。また、労働災害による死傷者数（休業4日以上）に占める60歳以上の高年齢者の割合は30.0%(同)となっている。

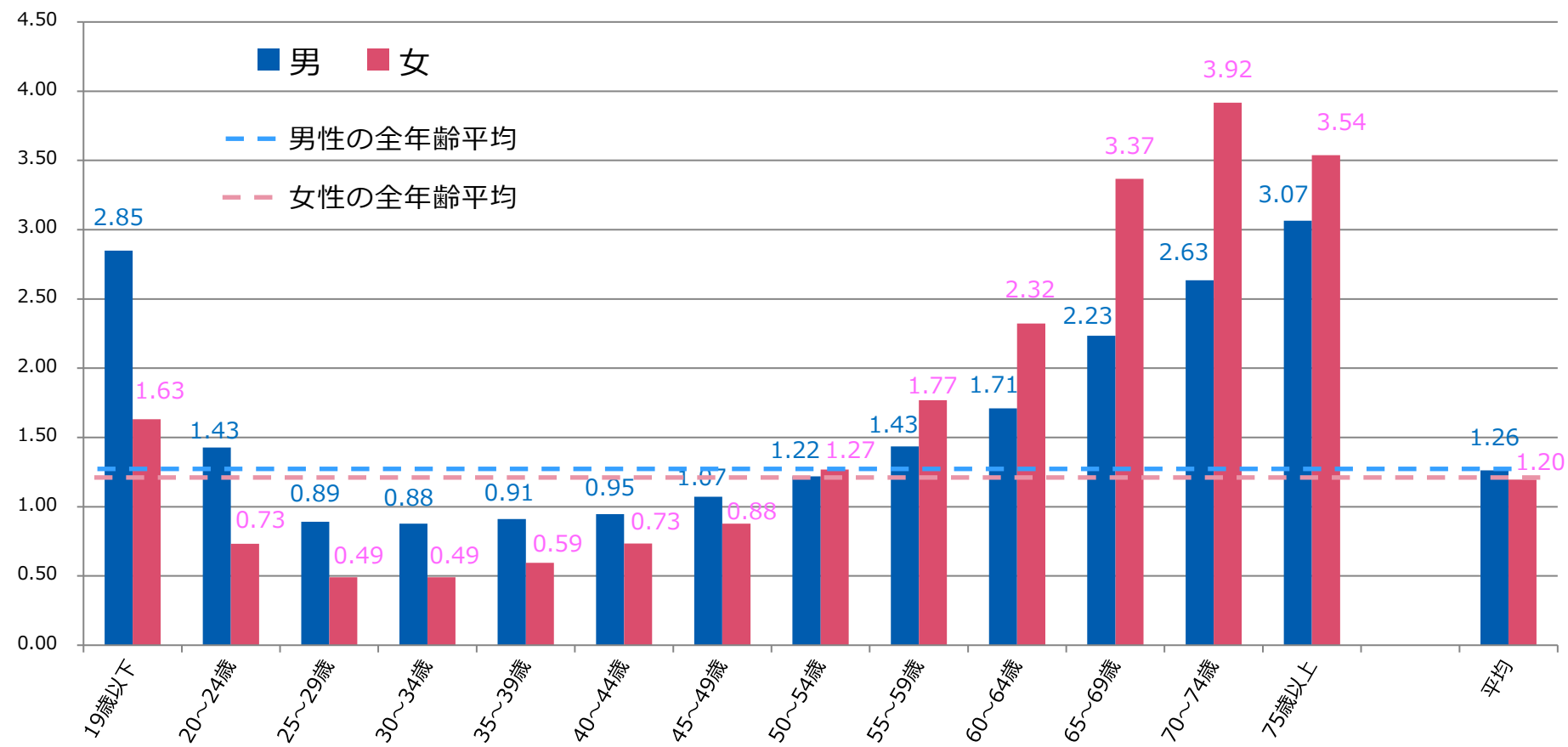


データ出所：労働力調査（総務省）（年齢階級、産業別雇用者数）における年齢別雇用者数（役員を含む。）
※平成23年は東日本大震災の影響により被災3県を除く全国の結果となっている。

データ出所：労働者死傷病報告※新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く

性別・年齢層別労働災害発生率 (令和6年、休業4日以上之死傷災害の度数率、全国)

休業4日以上之死傷災害の度数率（百万労働時間当たりの災害発生数）は、男は55～59歳、女は50～54歳で全年齢平均の度数率を上回り、加齢に応じ、上昇していく傾向がある。



※度数率＝労働災害による死傷者数/延べ実労働時間数×1,000,000

データ出所：労働者死傷病報告（令和6年）
※新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く
労働力調査（年次・2024年・基本集計第Ⅱ-9表（平均週間就業時間））

エイジフレンドリーガイドラインの普及状況

- 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）に基づく取組が進んでいない。とりわけ、身体機能の低下等による労働災害発生リスクに関するリスクアセスメントの実施や身体機能の低下を補う設備・装置の導入の状況をはじめとして、全体的に低調となっている。
- 取り組んでいない理由について、「自社の60歳以上の高年齢労働者は健康である」と回答した事業場が多くなっている（48.2%）。身体機能の低下による労働災害のリスクへの理解が進んでおらず、その結果、そのような労働災害の防止のための取組が行われないことで、労働災害の増加に歯止めがかからない状況に繋がっていると考えられる。

60歳以上の高年齢労働者が業務に従事している事業所	「エイジフレンドリーガイドライン」を知っている	高年齢労働者に対する労働災害防止対策に取り組んでいる	高年齢労働者の労働災害防止対策に取り組む方針の表明	身体機能の低下等による労働災害発生リスクに関するリスクアセスメントの実施	身体機能の低下を補う設備・装置の導入	高年齢労働者の特性を考慮した作業管理	労働災害防止を目的とした体力チェックの実施	個々の高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応	高年齢労働者の特性に応じた教育	その他
78.5%	21.6%	18.1%	22.5%	24.1%	24.4%	62.9%	9.1%	47.8%	27.7%	1.9%

高年齢労働者の労働災害防止対策に取り組んでいない理由

必要性を感じない	自社の60歳以上の高年齢労働者は健康である	他の経営課題と比較して優先順位が低い	高齢者扱いをすると労働者が反発する	取り組み方がわからない	労働者の関心がない	その他	不明
24.0%	48.2%	15.2%	7.6%	32.3%	14.9%	7.2%	3.8%

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号）の概要

改正の趣旨

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進、職場のメンタルヘルス対策の推進、化学物質による健康障害防止対策等の推進、機械等による労働災害の防止の促進等、高年齢労働者の労働災害防止の推進等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進【労働安全衛生法】

既存の労働災害防止対策に個人事業者等も取り込み、労働者のみならず個人事業者等による災害の防止を図るため、

- ① 注文者等が講ずべき措置（個人事業者等を含む作業従事者の混在作業による災害防止対策の強化など）を定め、併せてILO第155号条約（職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約）の履行に必要な整備を行う。
- ② 個人事業者等自身が講ずべき措置（安全衛生教育の受講等）や業務上災害の報告制度等を定める。

2. 職場のメンタルヘルス対策の推進【労働安全衛生法】

- ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている労働者数50人未満の事業場についても実施を義務とする。
その際、50人未満の事業場の負担等に配慮し、施行までの十分な準備期間を確保する。

3. 化学物質による健康障害防止対策等の推進【労働安全衛生法、作業環境測定法】

- ① 化学物質の譲渡等実施者による危険性・有害性情報の通知義務違反に罰則を設ける。
- ② 化学物質の成分名が営業秘密である場合に、一定の有害性の低い物質に限り、代替化学名等の通知を認める。
なお、代替を認める対象は成分名に限ることとし、人体に及ぼす作用や応急の措置等は対象としない。
- ③ 個人ばく露測定について、作業環境測定の一つとして位置付け、作業環境測定士等による適切な実施の担保を図る。

4. 機械等による労働災害の防止の促進等【労働安全衛生法】

- ① ボイラー、クレーン等に係る製造許可の一部（設計審査）や製造時等検査について、民間の登録機関が実施できる範囲を拡大する。
- ② 登録機関や検査業者の適正な業務実施のため、不正への対処や欠格要件を強化し、検査基準への遵守義務を課す。

5. 高齢者の労働災害防止の推進【労働安全衛生法】

- 高年齢労働者の労働災害防止に必要な措置の実施を事業者の努力義務とし、国が当該措置に関する指針を公表することとする。 等
このほか、平成26年改正法において改正を行った労働安全衛生法第53条について、規定の修正を行う。

施行期日

令和8年4月1日（ただし、1①の一部は公布日、4②は令和8年1月1日、3③は令和8年10月1日、1②の一部は令和9年1月1日、1①及び②の一部は令和9年4月1日、2は公布後3年以内に政令で定める日、3①は公布後5年以内に政令で定める日）

高年齢者の労働災害防止のための指針 概要

第 1 趣旨	労働安全衛生法第62条の2第2項に基づき、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理等、高年齢者の労働災害の防止を図るために事業者が講ずるよう努めなければならない措置に関し、その適切かつ有効な実施を図るため定めたもの。
第 2 事業者が講ずべき措置	以下の1～5に掲げる事項について、各事業場における高年齢者の就労状況や業務の内容等の実情に応じて、国、関係団体等による支援も活用して、実施可能な対策に積極的に取り組むことが必要である。
1 安全衛生管理体制の確立等 ● 経営トップによる方針表明及び体制整備 ・ 経営トップが高年齢者の労働災害防止対策に取り組む方針を示し、対策の実施体制を明確化すること。 ・ 高年齢者の労働災害防止について、安全衛生委員会等において調査審議するなど労使で話し合うこと。 ● 高年齢者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施 ・ 高年齢者の身体機能等の低下等による労働災害の発生リスクについて、災害事例等からリスクを洗い出して対策の優先順位を検討し、その結果も踏まえ以下の2～5を参考に優先順位の高いものから取組事項を決めること。 2 職場環境の改善 ● 身体機能の低下を補う設備・装置の導入 ・ 高年齢者が安全に働き続けられるよう、施設、設備、装置等の改善を行うこと。 ● 高年齢者の特性を考慮した作業管理 ・ 筋力、バランス能力、敏捷性、全身持久力、感覚機能、認知機能の低下等を考慮して作業内容等の見直しを行うこと。	4 高年齢者の健康や体力の状況に応じた対応 ● 個々の高年齢者の健康や体力の状況を踏まえた措置 ・ 健康や体力の状況を踏まえて必要に応じ就業上の措置を講じること。 ● 高年齢者の状況に応じた業務の提供 ・ 高年齢者に適切な就労の場を提供するため、職場環境の改善を進めるとともに、働き方のルールを構築するよう努めること。 ・ 高年齢者の業務内容の決定の際は、健康や体力の状況に応じて、安全と健康の観点を踏まえた適合する業務とのマッチングに努め、継続した業務の提供に配慮すること。 ・ 高年齢者の治療と就業の両立については「治療と就業の両立支援指針」に基づく取組に努めること。 ● 心身両面にわたる健康保持増進措置 ・ 集団及び個々の高年齢者を対象として、身体機能等の維持向上のための取組を実施することが望ましいこと。 ・ 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）」、「労働者の心の健康の保持増進のための指針（メンタルヘルス指針）」等に基づく取組に努めること。
3 高年齢者の健康や体力の状況の把握 ● 健康状況の把握 ・ 労働安全衛生法で定める雇入時及び定期的健康診断を確実に実施すること。 ● 体力の状況の把握 ・ 高年齢者の体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高年齢者を対象とした体力チェックを継続的に実施することが望ましいこと。事業場の実情に応じて青年、壮年期から実施することが望ましいこと。 ● 健康や体力の状況に関する情報の取扱い ・ 「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応を行うこと。	5 安全衛生教育 ● 高年齢者に対する教育 ・ 法令に基づく教育等を確実に行うこと。また、作業内容とそのリスクについての理解を得やすくするため十分な時間をかけること。中でも、高年齢者が再雇用や再就職等により経験のない業種や業務に従事する場合には、特に丁寧な教育訓練を行うこと。 ● 管理監督者等に対する教育 ・ 管理監督者等に対し、高年齢者特有の特性と高年齢者の安全衛生対策について教育を行うこと。
第 3 労働者と協力して取り組む事項	事業者は、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるよう努める必要があり、個々の労働者は、自らの身体機能等の低下が労働災害リスクにつながり得ることを理解し、労使の協力の下で取組を進めること。
第 4 国、関係団体等による支援	事業者は、国、関係団体等による支援策を有効に活用すること。

高年齢者の労働災害防止のための指針（エイジフレンドリー指針）

事業者が講ずべき措置

1. 安全衛生管理体制の確立等

経営トップによる方針表明及び体制整備

- ・ 経営トップが高年齢者の労働災害防止対策に取り組む方針を示し、対策の実施体制を明確化します。
- ・ 高年齢者の労働災害防止について、安全衛生委員会等において調査審議するなど労使で話し合いましょう。

事業場における安全衛生管理の基本的体制



高年齢者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施

高年齢者の身体機能等の低下等による労働災害の発生リスクについて、災害事例等からリスクを洗い出して対策の優先順位を検討し、その結果も踏まえ以下の2～5を参考に優先順位の高いものから取組事項を決めましょう。

高年齢者の労働災害防止のための指針（エイジフレンドリー指針）

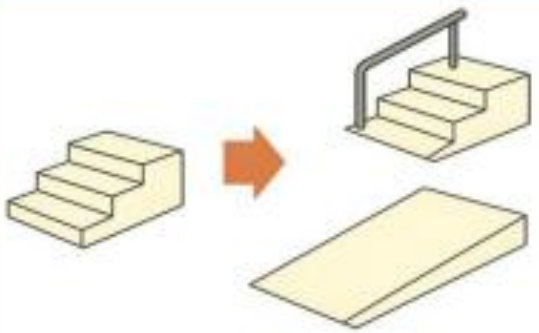
事業者が講ずべき措置

2. 職場環境の改善



1で実施したリスクアセスメントの結果に基づき、身体機能の低下を補う設備・装置の導入（最優先）と高年齢者の特性を考慮した作業管理を検討します。

身体機能の低下を補う設備・装置の導入事例

墜落の危険性がある階段	足腰に負担のある移乗作業	暑熱環境での作業
 階段に手すりを設置する又は段差をなくしスロープにする	 リフトやスライディングボード等の導入	 体温を下げるための機能のある服などの導入

3. 高年齢者の健康や体力の状況の把握

健康状況・体力の状況の把握

- ・ 法令で定める健康診断を確実に実施しましょう。
- ・ 体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高年齢者を対象とした体力チェックを継続的に実施しましょう。※これらの情報については、適正な取り扱いが必要です。

ポイント!

身体機能の低下は20～30代から始まる場合があるため、体力チェックは青年、壮年期から開始することが望ましいです。また、体力チェックが高負荷になりすぎないように十分配慮します。例えば以下のようなツールを活用することができます。



転倒等リスク評価
セルフチェック表



厚生労働省

全身持久力の
評価方法



労働安全衛生総合研究所

新体力テスト



スポーツ庁



4. 高年齢者の健康や体力の状況に応じた対応

個々の高年齢者の健康や体力の状況を踏まえた措置

健康や体力の状況を踏まえて、必要に応じ就業上の措置を講じましょう。



高年齢者の状況に応じた業務の提供

高年齢者の治療と就業の両立については「治療と就業の両立支援指針」に基づく取組に努めましょう。

心身両面にわたる健康保持増進措置

集団及び個々の高年齢者を対象として、身体機能等の維持向上のための取組を実施することが望ましいです。

ポイント!

業務内容の決定の際は、健康や体力の状況に応じて、安全と健康の観点を踏まえた適合する業務とのマッチングに努め、継続した業務の提供に配慮しましょう。

5. 安全衛生教育

高年齢者に対する教育

- ・ 法令に基づく教育等を確実に行いましょう。
- ・ 作業内容とそのリスクについての理解を得やすくするには、十分な時間が必要です。高年齢者が経験のない業種や業務に従事する場合には、特に丁寧な教育訓練を行いましょう。

管理監督者等に対する教育

高年齢者特有の特性と高年齢者の安全衛生対策について教育を行いましょう。

ポイント!

- ・ 管理監督者へは、高年齢者の作業に無理がないかを把握する重要性を教育します。
（高年齢者が実際に働いている現場を見て、声がけ等をする）
- ・ 教育の計画を立案する際に、複数の災害を対象として共通する事項とそれぞれの災害を対象とした事項の両方を行うことが望ましいです。

エイジフレンドリー補助金について

補助金の目的

- ・ 高年齢労働者の労働災害防止のための設備改善や専門家による指導などの費用を補助します。
- ・ 高年齢労働者の雇用状況や対策・取組の計画を審査の上、効果が期待できるものについて、補助金を支給します。

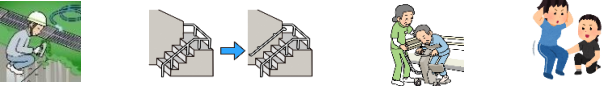
エイジフレンドリー
補助金



対象となる事業者

次のいずれも満たす中小企業事業者であること

- ・ 1年以上事業を実施していること
- ・ 役員を除き、自社の労災保険適用の高年齢労働者(60歳以上)が常時1名以上就労していること

	専門家総合対策コース 【既存（統合）・拡充】	熱中症対策コース 【新設】	コラボヘルスコース 【既存】
補助対象	● 専門家によるリスクアセスメントを受けるのに要する費用 ● リスクアセスメント結果を踏まえた対策の実施に要する費用 (滑りにくい床への改修、手すりの設置、重量物取扱い作業・介助作業への補助機器の導入、労働者の身体機能の維持向上のための支援等) 	熱中症リスクの高い暑熱作業のある事業場における休憩施設の整備、体温を下げるための機能のある服の導入等暑熱な環境による労働災害防止対策に要する費用	事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用したコラボヘルス等の労働者の健康保持増進のための取組に要する費用
補助率	4 / 5 (専門家によるリスクアセスメント) 1 / 2 (リスクアセスメント結果を踏まえた対策の実施)	1 / 2	3 / 4
上限額	100万円	100万円	30万円

転倒等リスク評価セルフチェック票

転倒等リスク評価セルフチェック票

I 身体機能計測結果

① 2ステップテスト（歩行能力・筋力）

あなたの結果は cm / cm(身長) =

下の評価表に当てはめると → 評価

評価表	1	2	3	4	5
結果/身長	～1.24	1.25～1.38	1.39～1.46	1.47～1.65	1.66～



② 座位ステップテスト（敏捷性）

あなたの結果は 回 / 20秒

下の評価表に当てはめると → 評価

評価表	1	2	3	4	5
(回)	～24	25～28	29～43	44～47	48～



③ ファンクショナルリーチ（動的バランス）

あなたの結果は cm

下の評価表に当てはめると → 評価

評価表	1	2	3	4	5
(cm)	～19	20～29	30～35	36～39	40～



④ 閉眼片足立ち（静的バランス）

あなたの結果は 秒

下の評価表に当てはめると → 評価

評価表	1	2	3	4	5
(秒)	～7	7.1～17	17.1～55	55.1～90	90.1～



⑤ 開眼片足立ち（静的バランス）

あなたの結果は 秒

下の評価表に当てはめると → 評価

評価表	1	2	3	4	5
(秒)	～15	15.1～30	30.1～84	84.1～120	120.1～



身体機能計測の評価数字を
Ⅲのレーダーチャートに黒字で記入

1

II 質問票（身体的特性）

質問内容	あなたの回答NOは	合算	評価	評価
1. 人ごみの中、正面から来る人にぶつからず、よけて歩けますか		点	下記の評価表であなたの評価は	① 歩行能力 筋力
2. 同年代に比べて体力に自信はありますか				② 敏捷性
3. 突発的な事態に対する体の反応は素早い方だと思いますか				③ 動的バランス
4. 歩行中、小さい段差に足を引っ掛けたとき、すぐに次の足が出ると思いますか		点	下記の評価表であなたの評価は	④ 静的バランス（閉眼）
5. 片足で立ったまま靴下を履くことができますか				⑤ 静的バランス（開眼）
6. 一直線に引いたラインの上を、継ぎ足歩行で簡単に歩くことができますか		点	下記の評価表であなたの評価は	
7. 目を閉じて片足でどのくらい立つ自信がありますか				
8. 電車で乗って、つり革につかまらずどのくらい立っていられますか		点	下記の評価表であなたの評価は	
9. 目を開いて片足でどのくらい立つ自信がありますか				

合計点数	評価表
2～3	1
4～5	2
6～7	3
8～9	4
10	5

質問内容	回答No.
1. 人ごみの中、正面から来る人にぶつからず、よけて歩けますか	① 自信がない ② あまり自信がない ③ 人並み程度 ④ 少し自信がある ⑤ 自信がある
2. 同年代に比べて体力に自信はありますか	① 自信がない ② あまり自信がない ③ 人並み程度 ④ やや自信がある ⑤ 自信がある
3. 突発的な事態に対する体の反応は素早い方だと思いますか	① 素早くないと思う ② あまり素早くない方と思う ③ 普通 ④ やや素早い方と思う ⑤ 素早い方と思う
4. 歩行中、小さい段差に足を引っ掛けたとき、すぐに次の足が出ると思いますか	① 自信がない ② あまり自信がない ③ 少し自信がある ④ かなり自信がある ⑤ とても自信がある
5. 片足で立ったまま靴下を履くことができますか	① できないと思う ② 最近やっていないができないと思う ③ 最近やっていないが何回かに1回はできると思う ④ 最近やっていないができて思う ⑤ できると思う
6. 一直線に引いたラインの上を、継ぎ足歩行（後ろ足のかかとを前足のつま先に付けるように歩く）で簡単に歩くことができますか	① 継ぎ足歩行ができない ② 継ぎ足歩行はできるがラインからずれる ③ ゆっくりであればできる ④ 普通にできる ⑤ 簡単にできる
7. 目を閉じて片足でどのくらい立つ自信がありますか	① 10秒以内 ② 20秒程度 ③ 40秒程度 ④ 1分程度 ⑤ それ以上
8. 電車で乗って、つり革につかまらずどのくらい立っていられますか	① 10秒以内 ② 30秒程度 ③ 1分程度 ④ 2分程度 ⑤ 3分以上
9. 目を開いて片足でどのくらい立つ自信がありますか	① 15秒以内 ② 30秒程度 ③ 1分程度 ④ 1分30秒程度 ⑤ 2分以上

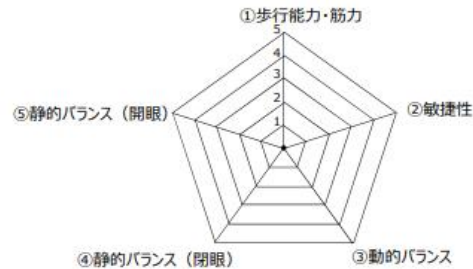
それぞれの評価結果をⅢの
レーダーチャートに赤字で記入

2

加齢による心身の衰えのチェック（フレイルチェック）等により、労働者の気付きを促す取組が実施されています。

Ⅲ レーダーチャート

- 1、2 ページの評価結果を転記し線で結びます
(Ⅰの身体機能計測結果を黒字、Ⅱの質問票（身体的特性）は赤字で記入)



チェック項目

1 身体機能計測（黒枠）の大きさをチェック

身体機能計測結果を示しています。黒枠の大きさが大きい方が、転倒などの災害リスクが低いといえます。黒枠が小さい、特に2以下の数値がある場合は、その項目での転倒などのリスクが高く注意が必要といえます。

2 身体機能に対する意識（赤枠）の大きさをチェック

身体機能に対する自己認識を示しています。実際の身体機能（黒枠）と意識（赤枠）が近いほど、自らの身体能力を的確に把握しているといえます。

3 黒枠と赤枠の大きさをチェック

(1)「黒枠 ≥ 赤枠」の場合

それぞれの枠の大きさを比較し、黒枠が大きいもしくは同じ大きさの場合は、身体機能レベルを自分で把握しており、とっさの行動を起こした際に、身体が思いどおりに反応すると考えられます。

(2)「黒枠 < 赤枠」の場合

それぞれの枠の大きさを比較し、赤枠が大きい場合は、身体機能が自分で考えている以上に衰えている状態です。とっさの行動を起こした際など、身体が思いどおりに反応しない場合があります。枠の大きさの差が大きいほど、実際の身体機能と意識の差が大きくなり、より注意が必要といえます。

詳細はホームページ参照 <https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/101006-1.html>

転倒等は筋力、バランス能力、敏捷性の低下等により起きやすくなると考えられます。この調査は転倒や転落等の災害リスクに重点を置き、それらに関連する身体機能及び身体機能に対する認識等から自らの転倒等の災害リスクを認識し、労働災害の防止に役立てるものです。

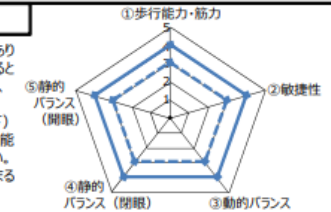
レーダーチャートの典型的なパターン

パターン1 身体機能計測結果 > 質問票回答結果

あなたの身体機能（太線）は、自己認識（点線）よりも高い状態にあります。このことから、比較的自分の体力について慎重に評価する傾向にあるといえます。生活習慣や加齢により急激に能力が下がる項目もありますので、今後も過信することなく、体力の維持向上に努めましょう。

一方、太線が点線より大きくても全体的に枠が小さい場合（特に2以下）は、すでに身体機能面で転倒等のリスクが高いといえます。筋力やバランス能力の向上、整理整頓や転倒・転落しやすい箇所の削減に努めてください。

また、職場の整理整頓がなされていない場合などには転倒等リスクが高まる可能性がありますので注意しましょう。

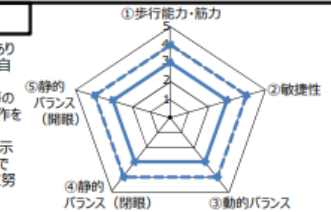


パターン2 身体機能計測結果 < 質問票回答結果

あなたの身体機能（太線）は、自己認識（点線）よりも低い状態にあります。このことから、実際よりも自分の体力を高く評価している傾向にあり、自分で考えている以上にからだに反応していない場合があります。

体力の維持向上を回り、自己認識まで体力を向上させる一方、体力等の衰えによる転倒等のリスクがあることを認識してください。日頃から、急な動作を避け、足元や周辺の安全を確認しながら行動するようにしましょう。

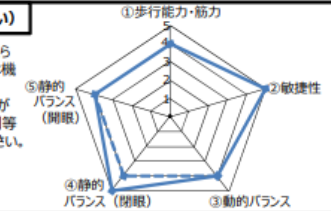
また、枠の大きさが異なるほど、身体機能と自己認識の差が大きくなることを示しており、さらに、太線が小さい場合（特に2以下）はすでに身体機能面で転倒等のリスクが高いことが考えられます。筋力やバランス能力等の向上に努めてください。



パターン3 身体機能計測結果 ≈ 質問票回答結果（枠が大きい）

あなたの身体機能（太線）とそれに対する自己認識（点線）は同じくらいで、どちらも高い傾向にあります。このことから、転倒等リスクから見た身体機能は現時点で問題はなく、同様に自分でもそれを認識しているといえます。

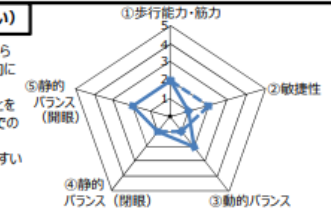
現在は良い状態にありますが、加齢や生活習慣の変化により身体能力が急激に低下し、転倒等リスクが高まる場合もありますので、日頃から、転倒等に対するリスクを認識するとともに、引き続き体力の維持向上に努めてください。



パターン4 身体機能計測結果 ≈ 質問票回答結果（枠が小さい）

あなたの身体機能（太線）とそれに対する自己認識（点線）は同じくらいで、どちらも低い傾向にあります。このことから、転倒等リスクから見た身体機能は現時点で問題はなく、同様に自分でもそれを認識しているといえます。日頃から、体力の向上等により身体面での転倒等のリスクを減らし、全体的に枠が大きくなるように努めてください。

また、すぐに転倒リスクを減らすため、職場の整理整頓や転倒・転落しやすい箇所の改善等を行ってください。



パターン5 項目により逆転している

あなたは、計測項目によって、身体機能（太線）の方が高い場合と自己認識（点線）の方が高い場合が混在しています。

このことから、それぞれの体力要素について、実際より高く自己評価している場合と慎重に評価している場合があるといえます。

転倒等リスクからみた場合、特に自己認識に比べ、身体機能が低い項目（太線が小さい項目）が問題となります。身体機能の向上により太線の方が大きくなるよう努めてください。

また、身体機能と認識にばらつきがあるため、思わぬところで転倒や転落する可能性がありますので、転倒・転落しやすい箇所の改善等を行ってください。

